## 証 票 交 付 申 請 書

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

令和○年○月○日

本人の署名又は記名押 印以外の場合は、提出時 に本人確認等が必要と なりますので、ご注意く ださい。(備考参照)

候補者等の氏名 岡山 太郎

通称は不可

所 岡山市北区内山下2-4-6

(電話番号(086)226-7273)

職業無職

住

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年 岡山県選管告示第13号)第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

公職の種類	岡山県議会議員  公職の種類により上限が異なる						
証 票 交 付申 請 枚 数	1事務所当たり2枚以内 6 枚 記載不要						
	事務所の所在地	立札,看板 の類の枚数	<ul><li>※</li><li>証票番号</li></ul>	備考			
	岡山市北区内山下 1 一 2 0 一 1	2	( )				
立札及び看板の類を掲示する事	岡山市口区口口口口	1	( )				
務所の所在地並 びに事務所ごと	岡山市△区△△△△	1	( )				
の立札及び看板の 類 の 枚 数	岡山市×区××××一×	1	( )				
	岡山市●区●●●●一●	1	( )				

## 備考

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を,その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示 又は提出を行うこと。ただし,候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限り でない。

## 変 更 届

令和〇年〇月〇日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

通称は不可

本人の署名又は記名押 印以外の場合は、提出時 に本人確認等が必要と なりますので、ご注意く ださい。(備考参照)

候補者等の氏名 岡山 太郎

住 所 岡山市北区内山下2-4-6

(電話番号(086)226-7273)

下記のとおり変更があったので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び 看板の類の証票に関する規程(昭和 56 年岡山県選管告示第 13 号)第 4 条の規定によ り届け出ます。

記

1 変更事項

☑立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地

□その他( )

2 内 容

変更後	岡山市北区弓之町6-30 〇〇(1)
変更前	岡山市北区内山下 1 一 2 0 一 1 〇〇 (1)

備考 候補者等本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人 確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置 がある場合はこの限りでない。

## 廃 止 届

令和〇年〇月〇日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

通称は不可

本人の署名又は記名押印 以外の場合は、提出時に本 人確認等が必要となりま すので、ご注意ください。 (備考参照)

候補者等の氏名 岡山 太郎 (

住 所 岡山市北区内山下2-4-6

(電話番号(086)226-7273)

職業無職

下記の事務所の立札(看板)の類を廃止しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年岡山県選管告示第13号)第5条の規定により届け出ます。

記

事	務所の	所 在	地	立札,看板の 類 の 枚 数	証 票 番 号
岡山市北区弓之田	J6-30			1	00 (1)

備考 候補者等本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を,その代理 人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の 提示又は提出を行うこと。ただし,候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの 限りでない。